

沼田市市民協働によるまちづくり事業補助金審査要領

市民協働によるまちづくり事業補助金の審査における対象事業の審査要領は、以下のとおりとする。

(1) 審査の方法

① 審査項目

申請団体の組織や事業計画、収支予算計画のほか、次に示す項目を評価して審査する。

	審 査 項 目	審 査 基 準
1	公益性	より多くの市民の利益につながる。
2	自立性	補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保に努めている。
3	実現性	実行可能な手法、予算等で事業計画が立てられている。
4	公開性	より多くの人が参加できるような工夫がある。
5	緊急性・重要性	地域の活性化や課題解決の緊急性・重要性が具体的に示されている。
6	将来性	事業終了後も継続的な活動が見込まれる。また、成果が市民に広がる期待がある。
7	共感性	活動内容が市民や社会に受け入れられ、幅広く市民の共感が得られる内容である。

② 事業の審査

ア 各審査委員が事業審査（補助）表により、事業毎に評価を行う。・・・様式1

イ 各審査委員の評価により、事業の優先順位を決定する。・・・様式2

（優先順位の決定は、各委員の総合評価点の合計が高い団体を上位とする。同点の場合は、補助金の交付を受けた回数が少ない団体を優先する。）

③ 事業の決定

審査委員の総合評価点の合計が、基準点（出席委員数×7点）に満たない場合は、不採択とする。

なお、基準点を超えた場合においても、事業の採択については、出席委員の多数決によって決定するものとする。

(2) 審査結果の報告

審査の結果は、選定の理由をつけて市長に報告する。

(3) 審査結果の公開

① ホームページでの公開

次の事項については、市のホームページで公開する。

ア 団体名

イ 事業名

ウ 事業概要

エ 補助対象経費

オ 補助金額

カ 選定の理由

② 非公開とする情報

次の事項については、非公開とする。

ア 申請書等に記載された個人情報（住所、電話番号、職歴等）。ただし、法人の代表者名等に関するものを除く。

イ 団体等の経理、人事等の内部管理に関するもの。